

# 環境報告書記載事項必須7項目(案)



政府は環境配慮促進法に基づく環境報告書の記載事項に関する案を作成しました。同法では一定の条件を満たした特定事業者はこの記載事項に従って、環境報告書を作成・公表するよう義務づけているほか、民間の大企業においても記載事項に留意して、環境報告書を作成するよう努めることとしています。

「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」は環境に配慮した事業活動の促進を図ることを目的とし、今年5月に成立、6月に公布されました。同法では、環境報告書に記載または記録すべき事項とその方法を定める事とされています。

記載事項としては、事業活動にかかわる環境配慮の方針などについて 主要な事業内容、環境報告書の記載にかかわる事業年度などについて 事業活動にかかわる環境配慮の計画について 事業活動にかかわる環境配慮の取り組みの体制などについて 事業活動にかかわる環境配慮の取り組みの状況などについて 製品などにかかわる環境配慮の情報について 環境報告書の利用者との意見交換の概要 の7項目を挙げています。

資料:2005年1月7日付 化学工業日報

機器分析箇所 竹下 尚長

事業内容

- |                      |                       |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析  | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明   | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定     |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 トータルサニテーション管理       |
| 4 水道法第20条に基づく水質検査    | 8 委託試験・研究・開発          |

